

中村河川国道事務所 Twitter (ツイッター) 運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、中村河川国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、中村河川国道事務所が管理する河川、国道の防災情報・行政情報について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、河川・道路利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

また、当アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信は行わないものとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター インターネットを利用して 140 字以内の短い文章を不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 中村河川国道事務所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) 公式ツイート 公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。(常に自分が受信できるようアカウントを登録すること。)
- (7) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することという。
- (8) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体及びアカウントの管理は中村河川国道事務所とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

河川・道路の利用者や地域住民等に速やかに提供すべき情報とする。

- ① 四万十川・後川・中筋川の出水時における水防警報や洪水予報などの防災情報
- ② 国道 56 号及び中村宿毛道路(四万十 IC～平田 IC)の防災情報
- ③ 中村河川国道事務所が行った記者発表の情報や中村河川国道事務所が主催または共催しているイベント等の情報
- ④ その他

(2) アカウントの管理及び発信する文章の作成担当

アカウントの管理は調査課が行う。

ツイートする文章は、中村河川国道事務所ホームページ(以下公式ホームページという。)に掲載する情報を補完し、別途定める発信担当者がツイートする。

(3) 発信にあたっての留意点

- ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
- ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信(広報)にあたっては、別途定める発信責任者の確認を得た上で適時公式アカウントによりツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式アカウントでは、原則として情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライ及びリツイートは行わないものとする。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関またはこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行なうことがある。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。

また、ツイッターのユーザー名を公式ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が中村河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として中村河川国道事務所ホームページのみとする。

(9) 不適切な情報発信等の監視

適時ツイートを確認し、不適切な情報発信があった場合、または第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに発信情報の訂正または削除を行うものとする。

(10) その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 免責事項

(1) 当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、国土交通省中村河川国道事務所は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

(2) 国土交通省中村河川国道事務所は、ユーザーにより投稿された本アカウントに対する「リプライ」及び「リツイート」等について一切責任を負いません。

(3) 国土交通省中村河川国道事務所は、本アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

6. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。

また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターにより発信し、周知する。

7. 知的財産権について

ツイートした、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、国土交通省または正当な権利を有する者に帰属します。

ツイッターでの「フォロー」及び「リツイート」については、自由に使用していただけます。

また、出所を明記しての転載は可能です。

ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

8. 注意事項

当ツイッターへの「リツイート」及び「リプライ」（以下「リツイート等」といいます）への個別対応は原則としていたしませんのであらかじめご了承ください。

ご意見がございましたら、中村河川国道事務所ホームページ

[\(http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/\)](http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/) の「お問い合わせ」よりご意見願います。

以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。発信内容に関係のないリツイート等や、以下の

事項に該当すると判断したリツイート等は、コメントの投稿者に断りなく全部または一部を削除する場合があります。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・犯罪行為を助長するもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・本人の承諾なく、個人情報を開示・漏洩する等のプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・Twitter の利用規約に反するもの
- ・その他、運営上、不相当であると判断されるもの

下記の事項等につきまして、責任を負うものではありません。予めご了承ください。

- ・利用者が当ツイッターを利用したことまたは利用できなかったことにより被った損害
- ・当ツイッターに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ・当ツイッターに関連して生じた利用者と第三者とのトラブルまたはその被った損害

9. その他

情報発信については、本運用ポリシーの他、内閣官房情報セキュリティセンター、内閣官房情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省の「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 4 月 5 日付）に基づき運営する。

ツイッターの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。